

平成26年度周南市徳山モーターボート競走事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度周南市徳山モーターボート競走事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年度間開催日数	192 日
(2) 一日平均舟券発売金額	118,222 千円
(3) 一日平均返還金額	3,547 千円
(4) 一日平均一般席有料入場人員	1,062 人
(5) 主要な建設改良事業	
新中央スタンド等整備事業	776,020 千円
競走場施設整備事業	87,400 千円
競走場機器類更新事業	281,188 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		24,583,253 千円
第1項 営業収益		24,554,967 千円
第2項 営業外収益		28,285 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 事業費用		24,464,799 千円
第1項 営業費用		24,375,131 千円
第2項 営業外費用		12,915 千円
第3項 特別損失		66,753 千円
第4項 予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,005,668千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額82,550千円、過年度分損益勘定留保資金587,376千円、当年度分損益勘定留保資金145,742千円、建設改良積立金190,000千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		858,000 千円
第1項 企業債		858,000 千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,863,668 千円
第1項 建設改良費		1,144,608 千円
第2項 企業債償還金		719,060 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額(千円)	年度	年割額(千円)
1 資本的支出	1 建設改良費	新中央スタンド等整備事業	2,167,020	26年度	651,020
				27年度	707,200
				28年度	808,800

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額(千円)
競走用モーター購入費	平成26年度から平成27年度まで	50,000
競走場機器類更新事業	平成26年度から平成27年度まで	415,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
徳山モーターボート 競走事業の建設改良事業	858,000千円	証書借入	年0.1%	借入先の融資条件による。 ただし、企業財政の都合により、据え置き期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 354,869 千円
(2) 交際費 100 千円

平成26年2月26日 提出

周南市長 木村健一郎